

意見書案第 38 号

いわゆる化学物質過敏症等の症状を訴える方への配慮及び調査研究の推進を
求める意見書の提出について

別紙、いわゆる化学物質過敏症等の症状を訴える方への配慮及び調査研究の推進を求め
る意見書を関係方面に提出されたく、宝塚市議会会議規則第 15 条第 1 項の規定により提
出いたします。

令和 8 年（2026 年）10 月 6 日

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎 様

（発議者）

宝塚市議会議員	浅 谷 亜 紀
同	村 松 あんな
同	中 野 正
同	川 口 じゅん
同	北 山 照 昭

いわゆる化学物質過敏症等の症状を訴える方への配慮及び調査研究の推進を
求める意見書

化学物質過敏症（M S C）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。

とりわけ、人工的な香料や抗菌消臭成分等によるいわゆる「香害」で家庭や職場、学校園、公共施設等において、理解が不十分なことから就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれるケースも見られる。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

したがって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

1 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（香り付製品の適正使用・換気・周知等の適切な配慮）を推進すること。また、人工香料等による健康被害をなくすため、消費者庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の7省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

2 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法の対象となる場合には、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう、また、サービス提供者の香料自粛についても、事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

3 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防ぐため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

4 発症メカニズムの解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年（2026年）10月6日

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

内閣府特命担当大臣（こども政策、共生・共助） あて

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎